

## 第4章 障がい者計画の基本的な考え方

---

## 1 基本理念

「障がいのある人もない人も、誰もが個人として等しく尊重されるとともに、自分の生き方を主体的に選択し、住み慣れた地域の中でともに支え合いながら、いきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指す。」との考え方は、計画を通じての一貫した考え方です。

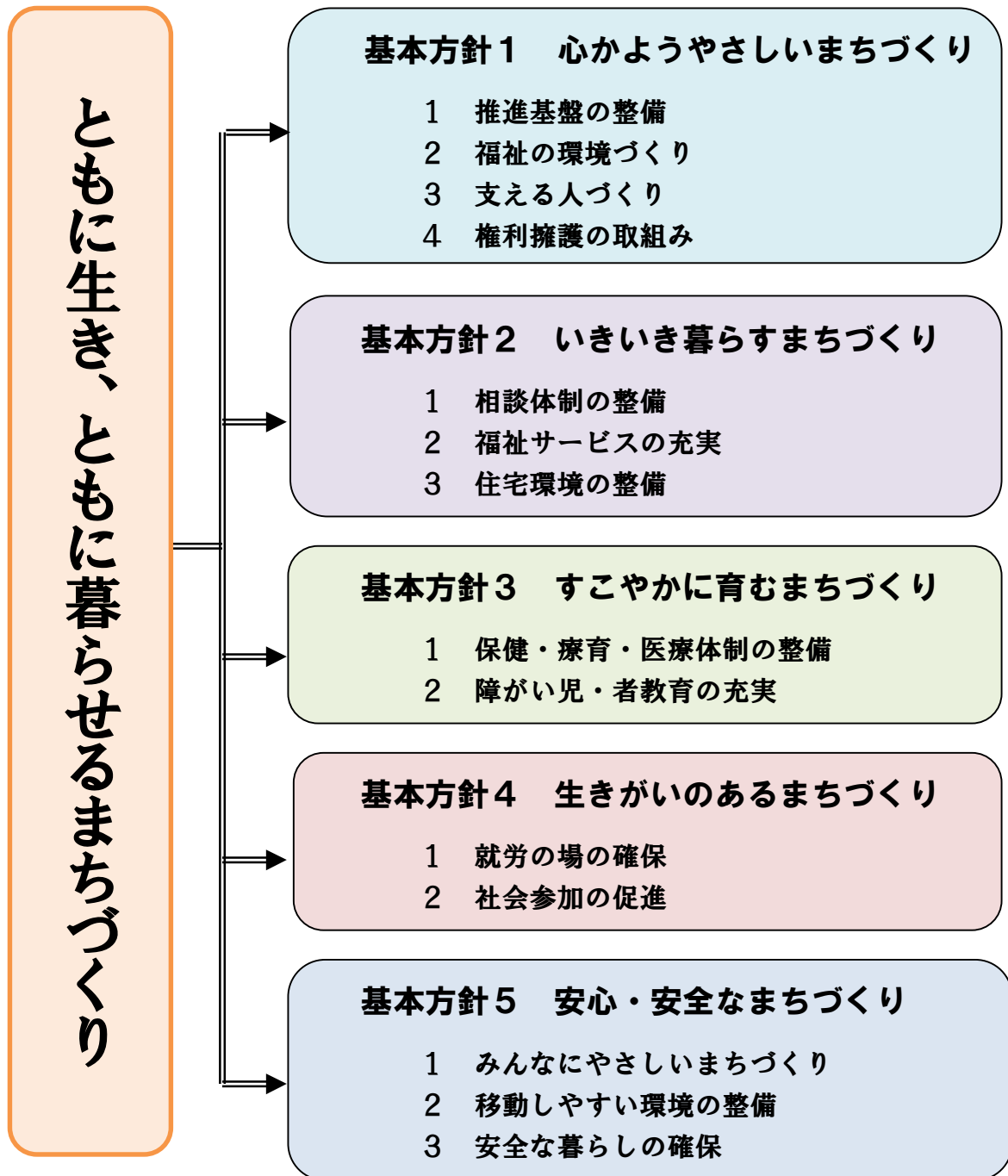
個人の自立を基本として、家庭はもちろんのこと、地域コミュニティ及びNPO、企業などとの連携により、住み慣れた地域で暮らし続けるという考え方に立ち、福祉サービス提供主体の優良なサービスを活用しつつ、地域住民がお互いに支え合い、力を合わせて暮らす地域社会をつくりあげていくことを目指し、引き続き「**ともに生き、ともに暮らせるまちづくり**」を基本理念に掲げます。

## 基本理念

**ともに生き、ともに暮らせるまちづくり**

## 2 施策の基本方針

「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を実現するため、5つの基本方針に沿って推進します。



### 3 重点施策

施策を展開する中で、障がい者団体へのヒアリング状況、熊谷市障がい者計画（第1次）での取組状況、大里地域自立支援協議会で取り上げている課題などを踏まえ、本計画期間内において、特に重点的に取り組むべき「施策」を以下のとおりといたします。

#### 1 障がいや障がいのある方への理解を推進します。

障がいに対する理解が少しずつ進んできているとはいえ、障がいのある方が地域の一員として暮らしていくためには、地域の方がその特性を十分理解しているとはいえません。特に内部疾患や聴覚障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、知的障がいなどの目に見えない障がいは、正しい認識と理解が得られにくい現状があります。このような中、障がいの特性に対する正しい認識と理解を進めるために、福祉教育を充実させ、合理的配慮の考え方を広く普及することにより、差別が解消されるよう進めていく必要があります。このことから「障がいや障がいのある方への理解の推進」を本計画の重点施策として取上げます。

##### 基本方針1 心かようやさしいまちづくり

###### 1 推進基盤の整備

施策No.1 地域住民との交流の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 30

施策No.2 地域の交流拠点づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 30

###### 2 福祉の環境づくり

施策No.12 知的障がいのある方への理解の推進・・・・・・ p. 33

施策No.13 精神障がいのある方への理解の推進・・・・・・ p. 33

施策No.14 福祉教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 33

###### 4 権利擁護の取組み

施策No.19 権利擁護事業の普及・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 35

施策No.21 虐待防止センターの整備・・・・・・・・・・・・ p. 36

施策No.22 相談及び紛争防止などの支援体制の整備・・・・ p. 36

## 2 途切れのない支援を推進します。

障がいのある子供が、それぞれの成長段階において支援が途切れることがなく、相談支援を継続していけるように環境を整備することはとても大切なことです。

また、大里地域自立支援協議会においても重要な課題となっており、今後、教育や保健との連携体制が必要となってくることが見込まれます。このことから「途切れのない支援の推進」を本計画の重点施策として取上げます。

### 基本方針3 すこやかに育むまちづくり

#### 1 保健・療育・医療体制の整備

施策No.72 乳幼児の療育相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 45

施策No.73 障がいのある子供の療育相談の充実・・・・・・・・ p. 45

施策No.77 障がい児・者地域療育等支援事業の検討・・・・・・・・ p. 46

施策No.78 発達障がいのある子供の支援・・・・・・・・ p. 46

#### 2 障がい児・者教育の充実

施策No.86 幼稚園における障がいのある幼児の受け入れの促進・・・ p. 48

施策No.87 就学・教育相談の充実・・・・・・・・ p. 48

施策No.88 特別支援教育の充実・・・・・・・・ p. 48

## 3 障がいのある方の就労支援を進めます。

就労は、収入を得るだけでなく、社会参加の促進と生きがいにつながり、障がいのある方が地域で自立して生活していくために、非常に大切なことです。障がいのある方がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、一般就労を望む方にはできる限り一般就労ができるように、一般就労が困難である方には就労継続支援B型事業所への通所ができるように、支援を行うことはとても大切なことです。また、同時に就労後も安定した就労を継続するための定着へ向けた支援を進める必要があります。このことから「障がい者の就労支援」を本計画の重点課題として取上げます。

### 基本方針4 生きがいのあるまちづくり

#### 1 就労の場の確保

施策No.96 雇用の場の拡大・・・・・・・・ p. 51

施策No.97 就労支援施策の推進・・・・・・・・ p. 52

施策No.98 就労移行支援・・・・・・・・ p. 52

施策No.99 就労継続支援(A型・B型)・・・・・・・・ p. 52

## 4 計画の推進体制

### 1 計画の推進

計画の推進に当たっては、関係各課（所・室）を横断的に連携する体制を継続し、進捗状況調査を行うなど、効率的な事務執行を推進します。また、実施計画としての性格を持つ「障がい福祉計画」のサービス見込み量の目標達成状況などと整合を図ります。

### 2 計画の連携

本計画の実施に当たっては、行政及び社会福祉法人をはじめとする市内外の関連施設・機関がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組む体制を推進します。

「協働」を基本に、個人情報の保護に配慮しつつ情報の共有を進め、地域社会を構成する市民及び市民団体、事業者、障がい者団体、行政の連携のもと、計画的に施策を推進します。また、法制度の改正など、国・県の動向を的確に把握すると同時に、地方分権社会にも対応できるよう努めます。

### 3 進捗管理の点検・評価

本計画の実施に当たっては、達成状況について年度ごとにその取組を点検し、評価していく必要があります。

点検・評価に当たっては、障がい者施策担当課及び関係部課の連携により進行管理していくとともに、地域自立支援協議会など関係機関に意見を求めます。

※ 「地域自立支援協議会」は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する協議の場として、熊谷市、深谷市及び寄居町が共同で設置している協議会（大里地域自立支援協議会）です。